

事業所承認規則

事業所承認規則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 規則 第 76 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 9 月 27 日 理事会 承認

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

2 編 製品の製造事業所に対する承認の要件

4 章 量産製品の製造事業所に対する追加要件

4.6 排気タービン過給機

4.6.3 を次のように改める。

4.6.3 承認後の取扱い

個々の製品の試験

((1)から(4)は省略)

(5) 運転試験

- (a) 最高使用回転数において 20 分間、運転試験を行う。ただし、試運転実績等を考慮して、本会は適当と認める運転時間までこれを軽減することができる。
- (b) 良好な品質管理及び十分な運転試験の実績に基づき本会が適当と認める場合は、前(a)の試験は抜取りによる試験として差し支えない。
- (c) 過給機を内燃機関に装備して、機関と共に試験を行う設備を有する製造事業所にあつては、過給機を内燃機関に装備した状態で、機関の連続最大出力の 10 % 過負荷の条件下で ~~1 時間~~ 20 分間 継続して行う運転試験に代えることができる。

附 則

1. この規則は、2011 年 11 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。